

衆議院 内閣委員会 議 録 第 三 号

平成十二年四月十八日(火曜日)

午前十時十一分開議

出席委員

委員長 植竹 繁雄君

理事 鈴木 俊一君

理事 萩野 浩基君

理事 岩田 順介君

理事 河合 正智君

理事 小泉純一郎君

七条 明君

谷川 和雄君

松田 仁君

武藤 嘉文君

米田 建三君

佐々木秀典君

堀込 征雄君

白保 台一君

三沢 淳君

深田 肇君

虎島 和夫君

松本 純君

山元 勉君

瀬古由起子君

佐藤 信二君

関谷 勝嗣君

近岡理一郎君

堀内 光雄君

持永 和見君

北村 哲男君

中田 宏君

赤松 正雄君

中路 雅弘君

米津 等史君

青木 幹雄君

統 訓弘君

持永 和見君

米田 建三君

白保 台一君

中川 良一君

瀧上 信光君

河村 博江君

新倉 紀一君

委員の異動

四月十八日

辞任

権藤 恒夫君

同日

辞任

米津 等史君

補欠選任

権藤 恒夫君

四月十八日

戦争被害等に関する真相究明調査会設置法の早期制定に関する請願(堀込征雄君紹介)(第一三

四六号)

同(吉田公二君紹介)(第一四一九号)

同(石田幸四郎君紹介)(第一四六〇号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

〇植竹委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、総務庁人事局長中川良一君、総務庁行政管理局長瀧上信光君及び厚生省保健医療局国立病院院長河村博江君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇植竹委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〇植竹委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐々木秀典君。

〇佐々木秀典委員 民主党の佐々木秀典です。

本日は、行政機関の職員の定員に関する法律の改正、いわゆる総定員法の改正問題の討議でございます。もちろんその質問も準備しておりますけれども、総務庁長官、甚だ恐縮なんですけれども、その問題での質問の通告と若干離れる、そして、具体的な質問事項の通告もしていただけないことなので、思

い出していただければお答えいただけるというところについて、冒頭若干お尋ねをしたいと思います。

と申しますのは、まことに不幸なことでございましたけれども、小淵前総理大臣が、四月の二日の未明とお聞きをしておりますけれども、体調を崩されて入院をなさり、その後、既に皆さん御承知のような経過があって、総理大臣が現森首相にかわられたという非常な急激な変動がこの永田町でございました。

この委員会、拝見をいたしますと、こちらの壁に小淵前総理大臣の肖像画が掲げられてございます。ちらりと見ますと、平という字の一部が見えますから、恐らく、十二年前ですか、官房長官であられたときに先天皇陛下がおかくれになって現天皇にかわられて、そのときに元号が昭和から平成にかわられた、その平成という元号を官房長官として発表されたときの姿を肖像画にされたものだと思います。大変お若い感じがしますね。

これを見るにつけても、本日に今的小淵前総理大臣、お気の毒だと思ふんですけれども、このことに関して、実は、当時の小淵総理大臣がそのように体を壊されて入院されたということを、私ども国民にはしばらくの間知らされなかったわけ

ですが、関係である総務庁長官がそのことをお知らせになったのはいつごろで、どういう方法で、あるいはどなたからのお知らせでそのことを知られたのか、この辺のことを思い出していただいて、まずお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

〇総務大臣 今、小淵前総理に對していろいろな思いを込めた御質問がございました。私自身も、昨年の十月五日に閣僚を拝命いたしました、親しく御指導をいただきました。

特に、警察のあの不祥事が発生いたしました直後の記者会見で、私は記者の皆さんから意見を求められました。その際に、直ちに我々総務庁が持っている権能、それは行政監察の権能があります、人事の権能がございまして、組織の権能がございまして、それらを挙げて警察不祥事に対応すべき大権を行使します、こういう記者会見を申し上げました。直後に、総理から励ましの電話をいただきました。

さらには、十二月の二十四日の閣議の席上で、総務庁長官は自分が一生懸命取り組んでいる行政改革に勇断を持って臨んでくれた、おかげで、九千百八十五人の史上最高の人間の削減を果たしてくれた、ありがたう、こういうお言葉等々何回かいただきました。

私は、小淵前総理のそういう細やかな配慮に、何人かの人たちに私はお伝えしました。美濃部知事もそうでありましたし、鈴木知事もそうでありましたけれども、そういう頂点に立つ人の配慮に私はしみじみと感激をし、この人のもとでならば懸命に仕事をすべきだという感じを持っておりました。

今御指摘のように、急病とされましたそのことの知らせをどう受けたかというお話でありましたけれども、当日、私はある方の結婚式に出ており

ました。七時から十時二十分までその結婚式がございました。(佐々木(秀)委員、夜ですかと呼ぶ)夜。そして、帰ってまいりましたときに、ニュースで十二時半から官房長官の会見があるというお話を伺って、その時点で病に倒れたらということとを伺い、一日も早く回復していただくことを祈ってそのニュースを見た次第であります。

以上であります。

○佐々木(秀)委員 そうすると、小淵総理の急変を知られたのは、続長官は四月二日の夜遅くのニュースで知ったということですね。その間、官邸筋から、あるいは官房長官筋からは、長官ないしは長官の周辺の方、秘書官などに対してのお知らせというのはなかったんでしょうか。

まず、そのことをイエスカノーかでお答えいただきました。

○統国務大臣 ただいまもお答え申し上げましたように、十時二十分まで結婚式がございました。そこで、帰ったのが、それから二十分ないし三十分かかりますものだから、したがって十一時近くに家に帰りました。その間、たまたま私には家人はだれも不在でございますので、電話連絡等はあったかどうかはわかりません。私のうちには留守番電話もございませんで、恐縮でございますけれども、そういう連絡はしようがないというところでございます。

○佐々木(秀)委員 そういたしますと、少なくとも官邸筋から正式な御連絡、お知らせというのを受けたのはいつになるんでしょうか。夜が明けてということになるわけですね。月曜日でしょいか。四月の三日ということになりましょいか。

○統国務大臣 いや、先ほど申し上げたように、私は記者会見で承知いたしました。それ以上のことはありません。

○佐々木(秀)委員 少なくとも、内閣を束ねる総理大臣です。その総理大臣が急変したということについて、各閣僚にお知らせがないというのはどうも解せない。あるいは、そのことについて緊急の閣議の開催というようなことが、もっとも、こ

れは手続的には閣議の招集者というのは本当は総理大臣になるんだとは思いますが、しかし、何らかの方法で閣議が開かれるということ、私は当然あってもいいはずだと思うし、あつたのではないかと考えていたのですけれども、そういう官邸筋からのお知らせはなかったのか。

あるいは、その急変に絡む問題について閣議が持たれるというようなことはなかったのでしょうか。森総理大臣が自民党の後継総裁になり、総理大臣になれる首班指名、これは四月の五日ですよ。その間に閣議というのは持たれなかったのか。それも含めて、官邸筋からの大臣に対する小淵さん急変の正式な御連絡がいつだったのかというところとあわせてお答えいただきたいのです。

○統国務大臣 先ほどもお答え申し上げましたように、十時五十分までは私は不在でございましたので、その間、あるいは連絡を受けたのかも知れませんが、今申し上げたように留守電の施設もございませんで、その辺のことはわかりません。

ただ、急変は、今申し上げたように記者発表で承知いたしました。その後、臨時閣議が翌日、翌々日ですか、開かれて、経過について官房長官から詳しく承りました。そういう経過がございました。

以上です。

○佐々木(秀)委員 そうすると、とにかく知らせはニュース、それからその後の官房長官の記者会見によってお知りになったということ、これを確認させておいていただきたいと思います。

そうすると、官邸筋から長官に対して直接にその件についての御連絡は、長官としては受けていないわけですね。その後閣議が開かれた。今、閣議が翌日か翌々日とおっしゃいましたけれども、この点ちょっとはつきりしていただきたいのですが、翌日だとすると、翌日という夜が明けてということになると、四月の二日の未明に倒れたというところで、これは日曜日ですね。四月の三日の月曜日のなか、あるいは四月

の四日の火曜日のなか、報告のあったこの臨時閣議、これはどうでしょうか。閣議の日程というのははつきりしているわけですね。

○統国務大臣 正確な日時は今問い合わせしておりますので、少々お待ちください。

○佐々木(秀)委員 その点はお確かめいただければはつきりすることだと思っておりますけれども、では、その点ははつきりしていただくことにして、とにかく、官房長官から小淵総理が体調を壊されて御入院されたこと、それからその当時の病状などについてのお知らせが各閣僚に対してあったのはその閣議が初めて、こういうことになるのでしょうか。

○統国務大臣 先ほど来お答えいたしましたように、個々に連絡が事前にあったかどうかなのか、私は、先ほど申し上げましたが、結婚式に参加していたものですから、十時五十分までいなかっただけで、それから、それまでそういうお知らせがあったかどうかについては、私自身はわかりません。しかし、その後につきましては、今申し上げたように閣議の席上で詳細な御報告が官房長官からありました。

○佐々木(秀)委員 その後、青木官房長官が首相臨時代理になられました。これについては、今お話のあった閣議の席上、議題になったのでしょうか。あるいは、青木官房長官が首相代理を務められることについて、閣僚の皆さんに御相談ないしはお諮りがあったのでしょうか。あったとすればいつなのか、あるいはなかったのか、その点はどうでしょうか。

○統国務大臣 今、佐々木委員の突然の質問でございまして、これは事が、ちゃんとした日程をはつきりしないという御迷惑をかけますので、この点については、ちゃんとした日時、どういふ議題がどこであったかということについては、調査の上、御回答申し上げます。お許しをいただきたいと存じます。

○佐々木(秀)委員 ほかの本題の質問がありますので、この程度でこの問題は終わりにしたいと思います。

いますけれども、いずれにいたしましても、政治の頂点に立ち、内閣を束ねる総理大臣のこういうような急変でございましたから、国民の皆さんは、大きな関心を持っておると同時に、それにまつわる手続に非常に不透明なものがある、はつきりしない点があるということに疑問を感じているのは間違いないと思います。

特に、小淵総理大臣の病状について、専門の、診ておられる、具体的にそれを担当し懸命な治療のための努力もなさっておられるだろう医師からの御説明が全くない。一体どうなっているんだ、すべて青木官房長官の口を通じての発表になっているではないか。

しかもまた、臨時代理就任の経緯、あるいは現在の森総理大臣を後継総裁、後継総理に選出するという手続についても、密室の中で行われていて、政党の幹部が集まって決めているようだけれども、それに対して閣僚の皆さんは一体どういう関与をしたんだろかというようなことについても全く国民の前に明らかにされていないこと、これは、私どもとしても不信感を持つと同時に、国民の多くの皆さんは大変疑問を持っておられると思うのです。

これを解明しなければ、今の森総理大臣にしても、堂々とこれからの政治をつかさどっていくという心に支障が出てくるのじゃないかということとを心配いたしますので、事実関係をお尋ねした次第でございました。通告をしておらないで大変失礼いたしましたけれども、お許しをいただきたがら、どうか先ほどの私の質問に対して、日時、点など、明確にできることがあればしていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いたします。

それでは、本題に入りますけれども、今度の国家公務員の総定員法ですけれども、今回の改正で総定員の数を従来の五十五万六千人から五十三万四千八人へと引き下げることになったわけでありまして、考えてみますと、日本の公務員の数、

これは非常に行政改革に関連をしてこれまでも削減をされてきておるわけですが、国家公務員、あるいは地方公務員も含めても、削減しないけれども、公務員の数、これを削減しなければならぬというところは、多いからということになるのであるけれども、何を多いうか、決して私は日本の公務員の数というのは多くはないと思うのです。

それを端的に示すものとして、人口千人当たりの公務員の数、国際比較というのが公式な資料でも出ているわけですが、決して日本の場合には私は多くはないと思うのです。特に、フランスなどに比べますと、人口千人当たりの公務員の数、ちなみに四つの国との比較で申し上げますと、日本の場合には行政職員の数は千人当たりで三十七人、フランスの場合には九十三人、イギリスで七十九人、アメリカで七十一人、ドイツで七十人、こうなっているんですね。圧倒的に日本は少ないわけですね。

言うまでもなく、大変現在の社会は多様化しております、特に日本の場合には少子高齢化というところにまわって、ことしの四月から介護保険のサービスという新しい制度が導入されて、また行政でも非常に重要な大きな新しい仕事が入っている。

だとすると、それについてこの行政職員の役割あるいは仕事の内容というものが複雑多岐にわたっている。これは国民ニーズも複雑になってくるわけですから、そう考えなければならぬ。幾らコンピュータが発達したといっても、やはりコンピュータが代替できないという仕事があるわけですから、それによって行政の効率化を図るといふようなことで、国民が求めるような行政サービスというものが十分にやっているといるのだらうか。

例えば、現業公務員。これは非現業、一般職ではなくて現業などでも随分多くの公務員が減少さ

れている。特に、一番ひどいのは林野部門ですね。営林署なんかほとんど減らされ、そして新規採用もない、職員は減らされるというところ、山が荒れているというように悲鳴にも似たような叫びが地方から聞こえてくるわけですね。他の現業事業でも私はそうだと思うのですけれども、現業のみにとどまらず、一般職でもこうやって次々と人員が削減されている。それだけでいいのだろうかというのを考えたときに、行政改革の中でこの定数削減の位置づけというところ、山が荒れているというように悲鳴にも似たような叫びが地方から聞こえてくるわけですね。他の現業事業でも私はそうだと思うのですけれども、現業のみにとどまらず、一般職でもこうやって次々と人員が削減されている。それだけでいいのだろうかというのを考えたときに、行政改革の中でこの定数削減の位置づけというところ、

の絡みで、一体定数削減というのを何を目指しているのか、それによってどういうことをねらいにしているのか、ということをやったり基本に踏まえないと、定数削減ばかりあるいはリストアップばかりというふうなことで、実は行政の充実に非常に妨げが出てくるという心配がやはりせぬかと私は思うのです。

この辺の基本的なことについて、今度の定数削減、定員の削減を明記することとあわせて定数削減の目的について、総務庁長官の御見解あるいは政府の基本的な考えをまずお聞きしておきたいと思ひます。

○統務大臣 今佐々木委員から、諸外国の例を引きながら日本の公務員は必ずしも多くないんだ、そしてまた現実には山や田畑が荒れている、そういう状況のもとで人減らしだけをしてそれでいいのか、一体定数の削減の基本的理念はどうなんだ、こういう趣旨のお尋ねかと存じます。

御案内のように、行政改革の目的は、国民が税金を負担しておられる、その税金の重みを知って、そしてそれに代えよう、しかも今まで百年を超える行政組織が非常に複雑化、肥大化をしていて、それらに対して大胆なメスを入れるべきだ、というのが国民の声だ、こんなふうに私は思っています。

したがって、国会でもその議論が活発に行われ、今回省庁再編という形になりました。改めて佐々木委員に行政改革の基本理念を申し上げる

必要はないと存じますけれども、いずれにいたしましても、国民のそういう期待にこたえる、スリムな、公平な、そして透明性のある、そういう日本の行政組織をつくり直す、これが今回の目的でございます。その意味で、今御指摘のように、単なる人減らしではなくて、あくまでも一つの大きな目的を持った行政改革でありますことを御理解賜りたい。

そして同時に、行政ニーズに的確にこたえる、ぜい肉は落とす、しかし同時に、必要な部署については厳正な審査を経て人員の措置を講ずる、こういう仕組みで今回やらせていただきました。そのことをぜひ御理解を賜りたいと存じます。

○佐々木(秀)委員 行政改革の中で公務員の定数削減が言われるというのは、今おっしゃったように、一つは、行革の目的というのは、効率的でしかも内容の濃いサービスをどうやって国民に提供していくかということにあるのだらうと思ひますね。

その中で、むだを省く。何といっても、公務員の賃金、それにまつわる経費というのは国民の皆さんからの血税が主なる財源ですから、その税金のむだ遣いということは避けなければならぬ、ということもあるのだらうと思ひます。このことは十分わかります。

わかりますけれども、しかし私は、そういうことを考えた場合に、今までの行政のむだ遣いというのは、この定員だとか人員の問題だけではなくて、広く目を向けなければならぬ。

よく言われるように、公共事業、これは必要です。特に地方では、まだまだインフラの整備も足りない、ということでもそういう要求が多い。だけれども、このところ特に言われているように、非常に大型の公共事業で、ダム建設とか道路もそうだけれども、中には随分、その地域のためにあるいはその地域に住む住民の皆さんのために、あるいは自然環境保護などのために役に立っているとは思ひ、むしろその阻害要因にな

るような公共事業というものもあるではないかとい

うことで、公共事業の見直しの問題なんかもにわかに議論になってきておりますね。

北海道あたりでも、一たん決めて既に実施をしてきた、工事も実施してきた事業だけれども、それが本当に将来に向かって有用なものになるかどうかということについては疑問があるということ、計画を取りやめるといふ大胆な発想をした例もあるわけですね。

やはりそういうことを考えないと、全部それが職員の削減ということだけで済む問題ではもちろんない。このことは釈迦に説法みたいなものですが、けれども、そういうことから行政改革というのを押さえていかないと、人員の削減についても、初めに人員削減ということだけになってしまふ、そういう心配があるのではないかと、私はこんなふうに思うのです。

それからまた、そういうことをやるのであるとすれば、例えばそれぞれの役所に関連をする特殊法人があるわけですね。さまざまな特殊法人、あるいはそれにまつわる、関係するような団体、これがまことにまだ多くて、もちろんこれも行政改革の中で論じられているわけですが、私はまだまだ整理が足りないと思うのです。

この間も、うちの党のある部会の勉強会で大分話題になったのですが、御承知のように、農林省の関連で、競馬を主催する中央競馬会がありますね。それに関連をする組織、団体というのはまた物すごく多いのです。検討しますと、大抵農林水産省の事務次官がこの中央競馬会の会長に就任している。このことろざつとそれが踏襲されている。その事務次官を初めとして、現在の中央競馬会とそれに関連をする諸団体にいわれる天下っている農林水産省の職員というのは百三十人を超えている。ある意味では第二の農林水産省と言われているぐらいたということまで言われているのです。

これは、建設省だとか運輸省あるいはその他の役所もそうだけれども、それぞれ同じような公団だとか公社だとかを持っているのだらうと思ひ

です。こういうところも徹底的にメスを入れていかないと、私は、税金そのものでないにしても、税金に準ずるような、要するに国民から出しているただお金をの使い方について非常に問題があるところがあるのじゃないだろうか。

そういうところをきちんとしないではただ公務員の数だけを削減していくというのでは、対象になる公務員の皆さんもまたったものではないし、国民の皆さんだって納得しないと私は思う。だから、この定数削減問題も、本当に生々しい思いではなくて、行政改革の目的が那边にあるかということとあわせて真剣に考えなければ、到底国民の皆さんの納得は得られないし、またその目的の実を上げることもできないだろう、私はそんな思いで質問させていただいている次第でございます。

ところで、この今度の改正に基づいてこれから具体的な公務員の定数削減計画がつくられるというところになっていくんだらうと思えますけれども、今後の公務員の定員の削減計画についての手法と見通し、それはどんなふうになっているのか、そのスケジュールなどをお尋ねしたいと思えます。

○瀬上政府参考人 お答えいたします。

定員削減計画についてでございますが、中央省庁等改革に合わせました各省庁の定員削減につきましては、中央省庁等改革基本法及び減量、効率化計画におきまして、十年で少なくとも十分の一の削減を行うための新たな計画を策定し、平成十三年一月から平成二十二年の間に実施をするということが定められております。これに加えまして、独立行政法人化等により一層の削減を図り、十年間で二五％削減する方針についても定められているところでございます。

こういった目標達成のために必要な定員削減計画を、来年度、平成十三年度の予算の概算要求作業に間に合うように、この夏ごろまでには策定をすべく、定員削減のための準備作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木(秀)委員 言われましたように、当初十年間で一〇％削減するんだということが、その後いろいろな経過を経て、明年度からの具体的な実施になっていくんだらうと思えますけれども、さらにそれが上回って、今お話しのように十年間で二五％、つまり四分の一まで減らすというのは大変大きな削減だろうと思うんですね。それだけに、現在働いている公務員の皆さんは、自分たちの身分が一体どうなるんだらうか、雇用関係がどうなるんだらうかということについては、私は非常に不安を持っていると思うんですね。

結局、定員が削減されるとその分どうなるかということ、つまり、事務事業などは民間に委託をするということが拡大されていくんじゃないだろうかと、あるいは離職の勧告が行われるのではないだろうかと、あるいは、来年から各省庁の再編成も行われる、独立行政法人化ということもあるわけですが、そういう省庁間の配転の問題ですね。配転ということは公務員の皆さんにとってはつきまとう、必然的な問題だろうとは思いますが、その配転についても本人の意向を無視した強制的な配転が行われるんじゃないだろうかと、あるいは削減の結果として、労働時間その他の面で勤務条件が非常にきつくなるんじゃないだろうかと。

現に人員削減をされてきた職場などでは、公務員の皆さんは非常に労働過重になっていて、健康を損なったり、中には精神的な狂いを生じて自殺のやむなきに至るといふか、自殺されるというような悲劇もよく聞くんですね。決して少ない話ではない。そういうことに対する不安をどう解消するのかということになるんだらうと思うんですね。

実は、こうした懸念について、本年の三月十七日ですけれども、労働組合の連合という組織がございます。連合の官公部門という部門がございますけれども、この代表の方々が、そういう不安について、ぜひそれをなくしてほしいという要請について組合員の皆さんからの署名を集めて、これ

は六十八万七千五百十二名の署名が集まったというんですけれども、それを携えて、総務庁の菊池事務次官に提出して、その御要請を申し上げた。そのときに、菊池事務次官は、皆さんの要請については重く受けとめた、指摘があった離職の勧告とか省庁間の配置転換の問題については、これまでも意に反したものをやっていたとは思ってないし、今後も、御意見を伺いながら公務員が安心して職務に専念できるよう取り組んでまいりたい、こういうふうに述べられました。

それからまた、先ほどありました人員削減の計画策定に当たっては、関係する労働組合と、これは政府が何といっても使用者であるわけですから、そういう立場で十分な協議をし、合意に基づいておこなうことも配慮する旨の御発言があった。この点を確認させていただくと同時に、その後、総務庁長官にもこの点についてのお考えというか御確認をいただければありがたいと思えます。

まず事務方から、今の事務次官とお話の様子、これはいかがか、確かめさせていただきたいと思えます。

○瀬上政府参考人 直接その場に立ち会ったというところではございませんので、正確にその確認ということでは困難でございますが、国家公務員の定員管理につきましては、出血整理や強制配置転換を行わないよう配慮すべきであるという国会の附帯決議がありまして、そういったものを尊重して従来から実施をしております。

それから、定員削減の計画の策定に当たりましては、各省庁から十分定員の状況につきましてお話を伺いして策定してまいりたいという趣旨の発言があったものというふうに考えております。

○佐々木(秀)委員 統長官、その点についてはいかがでしょうか。

○統務大臣 私自身、幹部の方にお目にかかりました。そこで今佐々木委員が御指摘のような趣

旨の陳情を受けました。

それで、それに対して私自身がお答えしたのは、昭和四十四年の総定員法のとくに国会の附帯決議がございます。それは、今あなた方が心配しておられる出血整理はいたしません、さらには強制配転もいたしません、あなた方と十分協議をした上で配置転換なり人間の削減というのは行います、これが今までの我々のやり方でありまして、この趣旨の説明をいたしました。

しかしながら、これからとにかく、当時は小淵総理のもとでの公約でございましたので、小淵総理が国民の皆様に公約をされた二五％の削減と、このこともあわせて考えて御理解、御協力を賜りたい、我々の姿勢は今申し上げたように変わりました、こういうお話を申し上げ、お互いに理解を合したという経緯でございます。

いずれにいたしましても、今行政管理局長からお答えをいたしましたように、事務局も私も同じような考え方でこの問題に対処させていただきたい、このように思います。

○佐々木(秀)委員 ちなみに、先ほどの連合官公部門からの要請は四点到校されていると思うんですね。要約いたしますと、一つは、国民への行政サービスの低下と官公労働者の労働条件の悪化をもたらすような定員の削減計画はつくらないでほしいということ、二つ目は、行政の充実と円滑な運営のために新規採用を初め必要な定員を確保してほしいということ、三つ目は、定員削減を目的とする事務事業の民間委託の拡大は行わないようにしてほしいということ、四番目は、本人の意に反する強制的な省庁間の配置転換は行わないでほしいという、この四点到校しているわけですね。

これについて先ほど御紹介した菊池事務次官のお話があって、それを今御確認いただいたと私は思っておりますので、どうかこの趣旨に沿ってお進めいただくようにぜひお願いをしたいと思っております。

最後に、この中にも出ておりますけれども、昨

年、私ども審議の上で、新しい定年公務員についての再任用の制度、これをつくりましたですね。これは一つには、年金の受給年齢が引き上げられたということも絡んでいるんだ、こういう御趣旨でございました。これは私にはある意味ではいいことだと思ふですね。今までの長い長い経験を積んで、その豊富な経験と知識をもとにして、まだ体も健康だというような人を遊ばせておくというのはいらない話だと思ふですね。ですから、私は、それは使い方によっては大変いい制度だろうとは思ふのだけれども、しかし、この再任用者というのは今度の――今度のというよりも、その定員の枠内にあるわけですね。その人たちが雇用することによって決められた定員が拡大するわけじゃないわけですね。あくまでも総定員法の枠内になる。

ということになると、片方では、やはりフレキシブルな人材を行政も求めて育てていかなければなりませんね。この要請の中にもありましたように、新人採用ということが非常に重要なことだと書かれているわけですが、一体、再任用と新規採用との絡みはどうなるのか。何といつてもパイが同じなんですから、片方を大きくすれば片方はどうしても少なくなるということになるわけですね。ここをどういうように調整して、いい効果を発揮しようと考えているのか、私はどうも今度は具体的に見えないのですよ。心配でならないのです。これは心配が出てくるのは当たり前だと思うのですけれども、この辺についてはどういうように考えておられるのですか。

○中川政府参考人 お答え申し上げます。

平成十三年度から新再任用制度を導入することにしたところでありますが、ただいま御指摘のとおり、定員の枠内で実施するというところでございまして、新規採用者数が増加した場合には、その分、新規採用者数が抑制される場合が生じるというところは事実としてございます。しかしながら、組織の活力を保持する観点からは、所要の新規採用者数を確保することも必要でございまして、結

局は、双方の兼ね合いをどう考えていくかということになるわけでございましてけれども、各任命権者におきまして、所要の新規採用者数を確保するよう努力しつつ、短時間勤務職員の活用を含めまして職務編成の見直しを行うことなどによりまして、できる限り高齢者の再任用の機会を確保していく必要があるのではないかと考えております。当面、最初の三年間は六十一歳までの雇用を確保するという目標に努力するわけでございまして、一挙に高齢職員が急増するということではございせんが、先ほど申し上げました新規採用者数の所要数を確保するというにも留意をしながら、各職場の実態に応じまして、短時間勤務を希望する職員をどう活用していくかなど、いろいろ工夫を払っていただくよう、私どもとしては各省庁に要請をしてまいりたいと考えております。

○佐々木(秀)委員 なかなか、言うはやすく実行は大変だと私は思いますよ。つまり二兎をねらうわけだ。この間の小淵前総理の話じゃないけれども、二兎をねらうというのは難しいから一兎だけにしようという、その一兎だつてなかなかうまくいくは大変だと思ひます。

しかし、せっかくつくった制度で、私はそれは評価しているんです。だけれども、何といつても定員の枠が決まっているわけだから、それが新規採用の方の足を引っ張るようなことになったら困るわけで、このところを本当に真剣に考えていただきたいと思います。

具体的な定数削減だとか、今の新採にしても、それから再任用の問題にしても、具体的には各省庁ごとになるわけですね。これは各省庁も、ただ形を整えるだけ、体裁を繕うということではだめなので、冒頭申し上げましたように行政改革というのは何なのかということを考えて、行政が国民のために本当にいいサービスを提供するんだということを考えれば、私は、遠慮しないて相応しい切ったことを言っていた方がいいとい

思ふのです。皆さんが言にくいことがあったら、私ども、かわって言いますよ。

これは、よく私は裁判所に申し上げるのですけれども、今度の定員の枠内には裁判官は入っていません。これは私ども国会議員と同じ特別枠ですからね。だけれども、裁判官なんというのは裁判官が多くなかったらできないですよ、コンピュータに裁判させるわけにいかないのですから。

それなのに、裁判所が遠慮して裁判官の増員を言っていないのですから。僕らは、増員が必要なんだらう。裁判が遅い、なかなか解決が早くできないというような国民の不満がいっぱいあるというの、結局、裁判官が少ないうちからじゃないか、だったら裁判官をふやせばいいじゃないか、幾ら弁護士の数をややしたってそういう事件の処理というのは早くいかないよ。なのにもかかわらず、裁判所は非常にその辺、ちゅうちょしているのです。そのことと同じようなことが一般行政職についても出てくるとすれば、これは議論が非常に逆立ちになってしまつて私は思ふのですよ。

その辺を十分御考慮いただいて、行政改革というのは何なのか、その中で的人员削減というのはあるべきなのかということをお断りして、私の意見を述べたいというのを申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

冒頭、統長官、通告をしないことについてお伺いして、失礼いたしました。お許しください。ありがとうございました。

○植竹委員長 次に、岩田順介君。

○岩田委員 総定員法の問題とは直接関係ない質問をさせていただきますことにお断りをいただきたく思います。ちゃんと通告はいたしておりましたから。

いわゆる人権問題に対する議論がこの間行われてまいりました。統長官は、その以前からこの問題につきましまして大変な取り組みを、地方行政の担当者の時代から、また長官としても、熱心に取り組んでこられましたことにつきましては感謝を

申し上げたいと存じます。

しかし、さまざまな状況が発生するにもかかわらず、我が国の人権行政は国際的に高く評価されたということにはなっていない。また、進んでいるかという、やはりちょっと遅いんじゃないか。しかも重要な時期でありますから、御質問をお断りしたくない、こういうふうに見える次第であります。

まず一点は、人権教育、啓発に関する法律の制定について、強い要望も含めまして御質問をさせていただきたいと思ひます。

九六年の十二月に制定されました人権擁護施策推進法に基づきまして、現在、人権擁護推進審議会の審議が行われておりますけれども、この施策推進法の制定の際に、衆参両院で、審議会の答申等については最大限に尊重する、答申にのっとり、法的措置を含め必要な措置を講ずる、これは明確に附帯決議をされたわけであります。

法案が成立する、または附帯決議が与野党で合意されるというのは、大変大きな努力が各党で私れたという前提がございまして。しかし、昨年七月の審議会の答申には法的措置の必要性は明記されませんでした。御承知のとおり、非常に失望をいたしました。

これは附帯決議を無視したことにならないのかというふうには、まずはお尋ねをしたいと思ひます。

ところで、政府は九五年の十二月に、内閣総理大臣を本部長に、人権教育のための国連十年推進本部を設置いたしました。そして人権教育の取り組みを開始いたしましたけれども、これを受けて都道府県や市町村でも推進本部が設置をされ、人権教育の取り組みが開始をされています。しかし、現実には地域間に、残念ながら、極めて大きな格差が見られます。

さらに、最近、いじめや児童虐待、ストーカーというような行為に見られるように、我が国の人権意識は果たして前進をしたのであろうか。かつて後退したような現象が見られるわけであり

ます。人権教育国連十年計画は、ことしから後期五年に入るわけでありますが、政府のこれら人権教育の取り組みを全国に敷衍化していく、また、国民の人権意識を普及高揚させるために国がすべきことは明確になっているわけであります。

人権教育、啓発に関する法律をやはり整備する必要があるのではないかというふうに思いますけれども、総務庁長官のお考えをぜひお聞かせいただきたいと存じます。

○統務大臣 岩田委員の御質問にお答えします。その前に、いろいろ私に対するお話もいただきまして、恐縮しております。

私自身は、御案内のように、長い間東京都政に携わっておりまして、そんな関係から、特にこの人権問題に対して関心を持ち続けてまいりました。そしてまた、総務庁長官としてその衝に当たり、今御質問にお答えするわけであります。

確かに、人権施策の推進は、政府、内閣全体として取り組むべき重要な課題であるということは私自身も認識しておりますし、政府全体も認識しておるわけであります。

今お尋ねの、法律云々というお話がございましたけれども、人権教育、啓発のあり方につきましては、ただいま御指摘のございましたように、昨年の七月二十九日であったと存じますけれども、人権擁護推進審議会で答申が行われました。この答申では、人権教育、啓発を総合的かつ効果的に推進するための諸施策が提言されましたが、いずれの施策も行政措置で十分対応が可能であるという認識のもとに、法的措置については盛り込まれなかったわけでございます。

なお、現在、人権擁護推進審議会におきましては、被害者救済についての調査審議が行われており、その中で被害者救済制度の法的枠組みにも検討が及ぶことが考えられますので、その検討状況を踏まえまして、適切な人権施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

なお、これは御案内かと存じますがけれども、与

党三党の間で人権問題に対する懇談会が設置されておる。既に昨年に第一回目の会合が開かれ、そしてまた近々その会議が開かれる予定になっていると承知しております。その中で、今御指摘のような人権問題等について真剣に検討されるということをお伺っておりますので、その推移も考え合わせながら、そしてまた同時に、これはいわば国権の最高機関である国会で大いに議論をしていただいて、私どもに御示唆をいただければ、こんなふうになっていると思います。

○岩田委員 時間がありませんので。今の問題は大変重要な点です。それで、こういうふうな理解をさせていただいていいですか。長官としては、いわゆる長官自身の責務としては状況を見守るというふうにおっしゃいました。が、何としてでもこれは前向きにとらえていきなさいというお気持ちがあるのではないかと私は受けとめました。

もう一つは、与党がプロジェクトをつくって推進のための努力をされている。これも、私が質問した趣旨を前提に、実現できるように期待をしたというふうにおっしゃっていただいたと理解をしております。

○統務大臣 そのように御理解を賜りたいと存じます。

○岩田委員 長官、もうこれは、長官の姿勢というか人格にすぎるとは思いますが、言っておりますので、ぜひよろしく御配慮をお願いしたいと存じます。

次に、同和地区の実態調査でございます。大阪や鳥取などでは地方公共団体で、今後の同和問題の解決を目指すためにさまざまな実態調査が行われております。政府も一九九三年に、同和地区実態把握等調査を実施されておりますが、その後、本格的な調査は一度も行われておりません。この間、御承知のように、日本は深刻な経済不況その他の社会不安に見舞われておりまして、いわゆる企業倒産とか失業者の増大、大きな変貌を遂げております。

この影響で同和地区には最も失業者が増大をしております。一九九五年の三重県が行った調査では、特に若年層の失業者の増加が深刻な問題として投げかけております。実態調査の数字を持っておりましても、男性の就業率は、府全体に比べ、何と十一ポイントも下回っております。

また、九六年の地対協意見具申でも、結婚とか教育、福祉、産業等で多くの課題が残されていることが指摘されております。このような問題を検討するために、今後の同和行政の施策のあり方を検討するために、同和地区の実態調査、それから同和問題に関する国民の意識調査をやるべきではないかというふうにお考えいただけます。長官のお考えをぜひお聞かせいただきたいと存じます。

○統務大臣 平成五年に総務庁が実施いたしました全国実態調査によりますと、これまでの諸施策により同和地区の生活環境が大幅に改善されたことを踏まえ、平成八年五月十七日の地域改善対策協議会意見具申におきましては、特別対策は、基本的に一般対策へ円滑に移行すべきとの意見が示されたことは、岩田委員、御承知のとおりだと存じます。

この意見具申及び当時の自社と与党プロジェクトチームの協議等を踏まえまして、特別対策は既に着手済み等の事業などに限り、平成十四年三月末までの間の経過措置として実施しているところでございます。また、残る差別意識の解消に関しましては、すべての人の基本的な人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築して、その推進に努めているところでございます。

現在、経過措置の対象とされた事業の円滑かつ計画的な実施に努めるとともに、施策二一三に対しては、地域の状況や事業の必要性を的確に把握し、各般の一般対策を講じることによって、同和問題の早期解決に向けて取り組んでいるところでございます。

このように、同和対策につきましては、既に基

本的な方向が示されて、それに沿って諸施策を講じているところであり、現時点におきまして改めて実態調査をするという考えはございません。

○岩田委員 そういう御答弁を、よもや長官からお受けしようとは思っていませんでした。何となく残念ですね。

脆弱な生活基盤、それから地域の状況が集中化しております同和地区であることは、御承知のとおりであります。ちょっと経済が左前になれば、どんどこに集中豪雨が起るわけですよ。御承知のとおりだと思います。

一般施策でいくならば、長官、こういうような現象がさまざま各地から上がってくることはないと思います。その原因は御承知のとおりだと思います。

今お答えになった点に私は承服できません。社会状況の変化があったとき、その影響が一番、いわゆる問題というか、弱者のところに集中したときには、素直にそれをどうするかというものが、当然、国、地方を問わず、行政の目で見なきゃならぬと思います。そういう意味では、今の御答弁は、継続させて機会を見て、また要望、質問させていただきますことを申し上げておきたいと思っております。

時間が余りありませんが、地域改善対策室の存続についてお尋ねをしたいと思っております。

同和対策事業特別措置法以来、今おっしゃいましたけれども、三十年にわたる取り組みが環境改善を中心に行われて、一定の成果が上げられた、これは私もそのように理解をいたします。しかし、地方自治体によってはまだ課題が残されていることも長官御承知のとおりであります。

すが、ひとつお答えをいただきたいと思ひます。
○統務大臣 総務庁の地域改善対策室の組織及び地域改善対策室が所掌している地域改善対策特定事業に関する調整等の事務につきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、十四年の三月末までというふうになっております。

そして、御案内のように、来年の一月六日に新しく総務省ということになりますけれども、今の改善対策室は総務省には引き継がれます。引き継がれますけれども、仕事そのものは、最初は十五ございまして特定事業はたまたま十三になっておりますけれども、今申し上げたように十四年の三月末で一応終了する、そういうことになってござい

ましたが、その時点で適切な対応が図られるというところは、一応区切りとして、そういう十四年三月末まで事業が実際に終了するのかどうか、なお終了しない場合にどうするかということにつきましては、その時点で改めて検討される課題である、このように思ひます。

○若田委員 この問題も、その前の調査問題と同様に、私どももおかつ要望を続けていきたいと思ひます。

長官、与党のプロジェクトができたというふうにおっしゃいましたが、我々も期待をします。それから、この間、何十回となく、関係団体の皆さんが人権を求めているいろいろなイベントや集会をされます。それは共産党さんはお出にならないことが多いのでありますが、自民党から野党から、全部代表がそろわれます。それは与党の連立がどういうふうに組みかわろうと、同じく出席をされます。だれも法的措置が必要だ、対策室の存続が必要だと、自民党から、みんな言われますよ。

なおかつ、前進をしないから、きょうは特別に了承を得て、長官に訴えるような思いで私は質問させていたのです。状況を変えてください、そのことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○植竹委員長 次に、瀬古由起子君。

○瀬古委員 日本共産党の瀬古由起子でございます。

改正案にありますが総定員は、適正な行政サービスの受け手としての国民の利益にも、それを提供する国家公務員労働者の生活と権利にも重大な影響を与えるものと考えます。

今回の提案は、現在の総定員法の別枠になっております国立学校設置法、沖縄特措法による定員二万八千六百八十六人を加えたにもかかわらず、現行総定員法による定員を年度途中に発生する退職者の調整をしたものを加えただけの大規模削減の上限となっております。

そうだとすると、現在どこにどれだけの人員が本来必要であり、また逆に、ここは縮小、廃止する必要があるということをする省庁にわたって総ざらえて算出した積み上げの数字ではないということになるんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○統務大臣 瀬古委員にお答え申し上げます。各省庁の職員に係る定員管理として、各部門における合理化による計画的な定員削減を進める一方で、これをいわば財源として、各年度の新規行政需要に対応するということをこれまで積み重ねてまいりました。このようにして、総定員法の制定以来、定員の削減に努めてきたところでござい

ます。その結果として、平成十二年度予算の御議決をいただきました定員は、現行の最高限度よりも約二万人少ないものとなっております。

今後、改正後の新たな最高限度の範囲内において、先ほど申し上げた手法での定員管理を積み重ね、新たな府省の体制のもとでの定員削減を進めてまいりたい、このように考えております。

○瀬古委員 現場の実情をいかに積み上げていかかという内容については後で詳しく御質問したいと思ひます。

現在、十年間の定員削減目標であります一〇%とか二五%とかという数字が盛んに喧伝されておりますけれども、その母数は、中央省庁再編後の来年一月現在の定員数ということですから、来年一月現在の定員数と五十三万四千八百二十二人の総定員から調整定員を差し引いた数字が、事実上、定員削減計画の母数になるのではないのでしょうか。

また、仮に二五%が独立行政法人化で定員枠から外れた場合、一〇%の母数というのは一体何になるのでしょうか。五十二万という母数を十年間維持した場合は、全く無謀な定員削減目標が出てくるのではないのでしょうか。いかがですか。

○統務大臣 一〇%削減の対象は、再編直前、すなわち平成十三年の一月五日における非現業と現業の国家公務員の定員数を合わせた数であり、八十四万一千人となります。二五%の削減の対象は、同様に、再編直前において一〇%削減の対象数から郵政現業の定員数を差し引いた数となり、約五十四万四千二人となるわけであり

ます。○瀬古委員 二番目の、独立行政法人化で外れた場合の母数、それはどうなっていくのでしょうか。一〇%の母数というのは一体何になるのですか。

○統務大臣 一〇%削減がスタートした時点の母数は、再編直前における非現業と現業の国家公務員の定員数を合わせた八十四万一千人でござい

ます。その後、平成十三年から順次独立行政法人化が進められるとともに、平成十五年には郵政事業が郵政公社に移行されることとなっておりますので、これらに係る定員は、移行されれば、行政機関の定員削減の対象から外れることとなり、それに合わせて削減の母数も、毎年度、順次減少していくこととなります。

○瀬古委員 本改正案の数字は定員の上限であり、また今後の定員削減計画の事実上の出発点となる。単にこれは現状の人員を法定化したという説明では済まない重大な問題を持っており、法案にある総定員数とその決め方が適切かどうか、生首を切らないというのは極めて当然のことですけれども、現状を認識した数字でよいかどうか、三つの点から質問したいと思ひます。

第一番目に、国民の安全や雇用、生活に係る行政サービスと定員との関係について質問いたします。

配付していただいております資料のナンバー一を見ていただきたいと思いますけれども、行政サービスの維持、向上を求め、必要定員の配置増員を求めた請願が長期間にわたって採択されてきたという問題です。

法務委員会では二十年、労働委員会では十五年採択されてきております。その内容は、入国管理官署の一九七五年から二十三年間の出入国者数は六・三倍、在留査件数は四・七倍に急増しているのに、入管職員は二・五倍しかふえていないのです。慢性的な超過勤務と長時間過密労働の中で職員の健康破壊が進み、命と引きかえの事務処理が続き、請願書は、危機状況に直面している、このように訴えているわけです。

二十一世紀は人権の世紀と言われてるのに、国の人権行政は法務局、地方法務局及びその支所合計が三百三十三カ所所で実施されているけれども、従事職員数は二百人程度だ。一カ所一人もないというひどきなことです。

職業安定所や労働基準監督署等はどうかといいますが、一九九〇年から十年間の定員増減の推移はどうか、長引く不況と最悪の失業や賃金未払いなど、深刻な事態に対応するのに必要な人員を、ふやすどころか、最近は大減に減らしさしている。ここでも請願はどう言っているかといいますが、職員の努力も限界を超えつつある、このように訴えております。

定員増の請願採択は、行政サービスに対する国民と国会の意思なんです。政府はその意思をどれだけ忠実に配慮しているのか、総定員数にどれだけ反映したのか、今回の定員改定に当たっては、だれの目にも明らかなくらい結果が出てよい

はずではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○統務大臣 今回の改正は、新たな府省の編成にあわせて、各省庁の定員の総数の最高限度の水準を改めるものであり、今後、この新たな最高限度のもとで定員管理が行われることになるわけでありです。

定員管理の基本的考え方は、行政需要の消長に応じて定員の合理的再配置を行うことにあり、定員削減計画により計画的な定員削減を進める一方、それをいわば財源として各年度の新規行政需要に対応してきた結果として、公務員総数の縮減が図られてきたところであります。

今後とも、こうした考え方のもと、新たな最高限度の範囲内で定員削減を進める一方で、行政サービスの維持、向上といった観点から、新たな行政需要が生じた場合には、各府省の業務の実情等を踏まえつつ、厳正に審査の上、適切に対処することとしたいと存じます。

○瀬古委員 適切に対処と言われましたけれども、もう二十年間、十五年間、本当にもう限界だと言っている人たちの声にきちんと胸を痛めていただいて、そして国会、国民の意思にきちんと沿うような体制をとっていただきたいと思えます。二番目の問題なんですけれども、一刻も猶予を許さない国民の命と財産を守る人員の配置の問題です。

資料ナンバー二を見ていただきたいわけですが、れども、最近の有珠山の噴火や地球規模の異常気象など自然の脅威から国民の生活と財産を守ることに、また東海村の核燃料施設での臨界事故などに對する防災体制が一刻も早く強化されることが求められております。

ところが、どうでしょう。気象庁職員は、ほとんど減らされて、一九七八年のピーク時からことしまで四百六十人の純減となり、逆行しております。原子力安全委員会の体制は、来年から一定強化されるというものの、アメリカの実態などと比べても、余りにもお粗末で、雲泥の差の感がござ

います。国内航空旅客の伸びと航空管制官の伸びとの差も深刻です。命にもかかわる問題なんですね。

国民の命と財産を守る体制の努力が、すべてやっていないとは言いませんよ、しかし国民が求める水準とはほど遠い現実だ、これをお認めにならないでしょうか。

○統務大臣 今お尋ねの件につきましては、先ほどもお答え申し上げましたけれども、新たな最高限度の範囲内で定員削減を進める一方で、行政サービスの維持、向上といった観点から、新たな行政需要が生じた場合には、各府省の業務の実情等を踏まえつつ、厳正に審査の上、対応させていただきたい、こんなふうに思っています。

○瀬古委員 命と財産にかかわる本当に重大な問題で、有珠山だって噴火しているわけでしょう、そんな最高限度の範囲内ですらつまでもこだらわらないで、必要ならそこにはちゃんとふやす必要があると思うんですよ。

三つ目の問題を言います。三つ目の問題なんですけれども、今日の深刻な不況で重大な影響を受けている労働者、中小業者の立場に立った体制がこれまた緊急に求められているという点なんです。

ここでも適切な行政サービスを求める国民の期待とはかけ離れた実態が存在しております。

下請検査官と下請担当者数の推移の表、このナンバー二の裏の箇所を見ていただきたいわけですが、下請代金支払い検査官及び下請担当官は親企業に対して立入検査等を実施しているが、全国で合わせて六十三人なんです。検査対象の七万五千事業所を調査するという気の遠くなるような話なんです。これでどうして大企業の下請いじめをやめさせることができるのか。

これらは、いずれもフェース・ツー・フェースが求められている職場です。足で歩いたり、直接面談したり、親身になって相談に乗る必要があるわけですね。行政は一体だれのためにあるのか、こういう存在意義にもかかわる性格を持っており

ます。今日の状況にふさわしい労働者や中小業者の立場から、定員上の位置づけがそのようになっているではないでしょうか。いかがですか。

○統務大臣 定員管理につきましては、先ほど来御答弁申し上げましたように、それぞれの行政需要に的確に対応する人員の配置に我々は努めているわけでありです。今御指摘のような事案に対しても、我々は適正な人員の査定をしているというところでございます。

ただ、御案内のように、新たな仕事が発生をした、それに対して直ちに対応するということは大変難しい状況ではございますけれども、しかし、それはそれぞれの省庁が知恵を出し合っていたら適切な対応をさせていただく、その予算の定員の範囲内で適切な対応をさせていただくというのが私どもの願いでもございます。

○瀬古委員 直ちに対応は難しいと言っても、直ちにに対応されている場合もあるのですよ。例えば税務署の職員の問題などは、消費税の増税があったときは思い切った定員増がやられている。政府がその気になったらやれないことはないのですよ。

とりわけ、命にかかわる問題や本当に追い詰めてられている中小業者の皆さん、労働者の深刻な実態を思えば、今打たなければいつ打つんだという問題があるわけですね。今まで適正な人員ということは本当に言われたけれども、実際にはそうじゃないということ、私は何度も繰り返して、これは具体的な事例をもっと言いたいのですけれども、その一例を持ってきただけなのです。長官、胸が痛みませんか、いかがですか。

○統務大臣 私は、長い行政経験の中で、今御指摘のような事態に対応しては、適時適切な対応をしてきたつもりであります。それは、それぞれの省の責任者がしかるべく対応すべきテーマだと存じます。

いずれにいたしましても、例えば有珠山の噴火に対する所要の措置、それは非常の事態でございまして、当然それぞれの省庁が、あるいは役場

なり市役所がそれに必要な人員の配置をされるのは当然のことだと存じます。

いずれにいたしましても、今御指摘のような事案に対して適切な、その責任者が対応をさせていただく。今申し上げた予算の定員、あるいは仮に予算があれば非常勤の職員だって採用できるわけですから、そういう対応は、挙げて行政の責任者がやるべきテーマだと存じます。

○瀬古委員 それぞれの責任者が実情に応じた体制をとっていないから、私は問題にしているわけですよ。そして、とうとうと思っても定員の枠でがっちり締めつける、こういうやり方が問題だと言っているのです。

もう時間ありませんので、次に入ります。次は、超過勤務の問題なんです。資料ナンバー三を見ていただきたいのですけれども、総務庁は超過勤務を削減するために、この間立派なパンフレットもお出しになっております、こういうパンフレットですね。

それで、この超過勤務削減のためにどのような対策を打ち、その結果、どれだけの改善が図られたのでしょうか。明らかにしているだけで、本省庁では七百五十万四千八百八十八時間、地方機関等では七千七百四十二万二千三百二時間の超過勤務です。人員にすると、四万八千五百七人に相当するのです。

どこでも定員増で対応せよと私は言っているわけではないのです。公共事業部門に見られるように、ある意味では削減しなければならぬ部分もあります。しかし、これについても財政破綻をしり目に次々と予算が拡大されて、一向に超過勤務の改善は進んでおりません。改善状況を数字で示していただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○中川政府参考人 超過勤務の縮減につきましては、職員の健康の保持、事務効率の向上等の観点から重要な課題であると考えております。政府といたしましても、国家公務員の労働時間短縮を図る観点から、これまで全省庁一斉定時退

庁日を設定いたしましたほか、法令協議のルール化あるいは国会予算関係業務の合理化、OA化の推進など、行政運営の改善に努めてきたところでございます。

また、各省庁の人事管理に関する基本方針を定めました平成十二年度における人事管理運営方針におきましても、実効ある超過勤務削減対策に取り組むこととしておりまして、政府といたしましては、人事院の超過勤務削減に関する指針等も踏まえまして、今後さらに実効ある対策について検討を進めてまいりたいと思っております。

なお、この国家公務員の超過勤務時間に関しましては、人事院が調査いたしましたものといったしまして、各職員の超過勤務が最も多い月の平均超過勤務時間数という数字がございまして、それによれば、平成十一年は二十九・五時間、本省庁四十・九時間、その他二十八・五時間となっております。平成十四年度ではこの数字が三十二・一時間、本省庁四十二・七時間、その他三十一・三時間となっております。でございます。

○瀬古委員 今御説明にありましたけれども、実際に現場で調査してみますと、この時間数というのは予算の範囲内での超過勤務時間になっていて、実態は不払い残業というのはたくさんあるわけですね。

それで、実際には、定員の算定に当たり、超過勤務の実態をどのように反映されているのでしょうか。

○統務大臣 定員の審査に当たりましては、各省庁の業務の実態などを十分に踏まえることが必要でございますが、同時に、本来国として行うべき業務であるのかどうか、業務が合理的かどうかの検討も必要でございます。単に超過勤務が多いことをもって判断することは適当ではない、私はこのように存じます。

いずれにいたしましても、真に必要な行政需要に対しては、厳正に審査の上、これまでも適切な対応をまいりましたけれども、これから適

切に対処してまいり、そういう方針でございます。

○瀬古委員 定員の外にいる非常勤職員、特に賃金職員と呼ばれている国家公務員の問題について聞きます。

総務庁の調査によれば、約二十二万九千人の非常勤職員がいます。このうち、一日八時間以上勤務しているフルタイムの職員は三万八千五百七十人というふうに言われております。その中でとりわけ多いのが、一万四千六百十四人の文部省、厚生省が一万二千九十一人で、断トツなんです。

国立病院では、例えば看護婦に典型的に見られますように、賃金職員という非常勤職員を勤務体制に組み込まないで勤務が回っていかないと、こういう実態があります。定員退職者の補充というところで一定の定員化が毎年行われておりますけれども、大幅な改善はこれまで図られていません。常勤職員と同一の労働をしている公務員労働者が、定員の算定要因、必要な行政需要になぜ反映されないのか。定員の算定基礎として把握し、年次計画をもって解消すべきではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○統務大臣 行政機関の業務の中には常時勤務を要しないものがあり、これらの業務につきましては、それぞれの任命権者におきまして、非常勤職員によって対応しているところでございます。

他方、恒常的業務を行う常勤の職員である定員内職員について申し上げれば、総務庁としては極めて厳しい定員事情のもとではございますけれども、真に増員を必要とする行政需要に對しましては、先ほど来お答え申し上げておりますように、厳正に審査の上、適切に対処しているところでございます。

○瀬古委員 年次計画をもって解消するという点では、どうですか。

○統務大臣 定員管理につきましては、御案内のように毎年私どもは、先ほど来お答え申し上げましたように、行政需要に応じて適切な人員の査定をしているわけです。したがって、今御指

摘のように、年次計画に基づいて、場合によってはその省庁の年次計画に合せて人間の査定をしております。それぞれの省庁のいわば事務事業をちゃんと踏まえながら人間の査定をしているわけでありまして、御理解を賜りたいと存じます。

○瀬古委員 賃金職員を常勤職員にしていこうことは、厚生省にとっても積極的に対応すべき課題だと考えています。

採用に当たっては、公正なルールで採用するということが大事なんですけれども、各地からの報告によりますと、五十歳を超えているからという形で採用を拒否されたり、妊娠中、准看だからという理由としか考えられないようなケースが生まれていると。常勤職員への採用に当たっては、このような差別はすべきでないと思うんですけれども、とりわけ患者の命を預かる病院では、チームワークを崩すようなこういう採用のやり方は大変問題だと思えます。その点いかがでしょうか。もしそういう実態があるとするれば、きちんと調査をして改善の措置が必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○河村政府参事 職員の採用につきましては、国家公務員法に基づきまして、定員に欠員が生じた場合に欠員補充として行うこととされておりますが、その欠員補充に当たりましては、いわゆる賃金職員を定員内の職員に採用する場合があるわけでございますが、この場合、賃金職員としての勤務の成績でありますとか採用予定職種、あるいは採用予定職種の資格、経験年数、そういったものを総合的に勘案した上で任命権者が採用を決定しているところでございます。

採用に当たりまして、御指摘のように年齢制限、あるいは妊婦であるとか准看護婦であるとか、そういうことであるかどうかによって決定しているというのではないかと考えております。

○瀬古委員 常勤職員に積極的に対応すべきだという問題を質問しましたけれども、その答弁が漏れております。

○河村政府参事 賃金職員を定員内職員として

採用するためには、その定員を確保することが必要であるというふうに考えております。

御承知のように、現下の定員事情は極めて厳しい状況であるわけでございますけれども、そういった厳しい定員事情の中で、国立病院・療養所につきましても、必要であるいは緊急度、優先度を十分考慮いたしまして、国立医療機関として担うべき医療を適切に実施するために、従来より看護婦を中心といたしまして必要な定員の確保に努力してきたわけでございます。今後とも看護婦の増員に努めてまいりたいというふうに思っておりますが、さらに国立病院・療養所の再編成の一層の推進等の自助努力によりまして生じた定員の再配置、こういったものも行っておるわけでございます。

このような定員確保の努力の積み重ねによりまして、賃金職員を定員内職員として採用することが進むというふうに考えております。

○植竹委員長 瀬古委員に申し上げますが、質疑時間が……

○瀬古委員 はい、終わります。

今まで私が述べさせていただいたのは、国家公務員の職場の本当に深刻な状況の一部を紹介したにすぎません。総定員を決める場合に、やはりどういふところにどういふ人が必要なのかということ、実態に即した定員のあり方をぜひ決めていただきたい。そういうものも不十分なまま、一〇%とか二五%の削減なんというのは全く無謀の限りだと思えます。

法案の廃案を要求して、質問を終わります。ありがとうございました。

○植竹委員長 次に、深田肇君。

○深田委員 官房長官、大変恐縮です。私は、ほかのメンバーも官房長官に御質問があるかと思

うたが、私のためになさる恐縮でございますが、しかも持ち時間が十五分しかありませんので、前半少し、土井たか子党首が日ごろ口にしていいますことを中心にしながらお尋ねをしておきたいというふうに思います。

四月から国家公務員の倫理法も本格的に始まったわけでありまして、そのところと関連しまして、私どもとしては、政治倫理の問題を、前の自民党政権のときから自民党さんと十分話をしながら、政治倫理を切り離したのでは公務員の方だけ締めつけてもだめなのではないかというふうな随分主張してまいりましたが、諸般の事情で分けてまして、国家公務員倫理法がここで発足することになったわけでありまして。

やはり国民の側から見ますと、まだまだ政治不信といえますが、政治不安、投票率も低うございまして、その後のいろいろな動きを見ますと、今の法律上を補強する意味からすれば、住民投票、直接投票を大いにやろうではないかということ、地域の諸課題についての住民投票条例をつくり上げたり、そのための実施行為が行われたりするような状況が数多くあるというふうに見受けられます。

こういったことすべて、やはり我々にとつては、国会の場といえますが、政治の側からしますと、政界なり政治家みずからの規律や倫理をしつかり示して、そして、そのけじめをつけた上で今後のあり方をしっかり私どもが態度を示さないといわゆる日本の民主主義の危機まで感じるのではないかというふうにいる次第でございます。

そういったことについて、大変急縮ですが、この半月間御苦労があったと思えますけれども、今の状況の中で、いかにして有権者、全国民の集中性をこの国会に求めて、そして市民なり有権者と一緒になって日本の政治をどう進めていくか、改革していくか、そのために最もやるべきことは何なのかということ、政府を代表してまず一言いただいて、あと一言、具体的な問題について提起と質問をさせてもらいたいと思えますので、まず御答弁いただきたいと思います。

○青木国務大臣 答弁に先立ちまして、一言、あいさつを申し上げます。

このたび森内閣の発足に伴いまして、小淵内閣

から引き続き内閣官房長官を務めさせていただくことになりました。今後とも、各大臣と緊密な連携を図りつつ森総理を輔佐し、みずからに課せられた職務を果たすべく全力を傾注してまいり所存でございますので、引き続き、植竹委員長を初め理事、委員各位の御指導、御鞭撻を心からお断いを申し上げます。(拍手)

お答えをいたします。

ただいま議員おっしゃいましたように、今回、公務員の倫理につきまして、倫理法が制定をされました。しかし、公務員の倫理について私どもが法律をつくって、こういうことを行うこと自体が、私も非常に残念なことだと考えております。しかしながら、現状においては、いろいろな不祥事が続く中で、こうせざるを得なかったことをまことに残念に考えております。

しかし、その前に、やはり議員がおっしゃいますように、我々政治家がまずみずから襟を正して当たること一番大切なことだと考えておりまして、政治家一人一人の政治倫理の確立がやはり最も必要なことだ、そういうふうには私に考えております。

○深田委員 原則的、一般的にはそのようなことだというふうに思っています。

しかし、現実には、これも時間がありまけんから例を挙げませんけれども、最近警察の中まで不祥事が話題になりますし、それから、賛否両論があるにしても、国のためにお任せをしている自衛隊の中にもいろいろなことが起きるという状況まで来っておりますから、公務員全体、総体の中で、国民から見れば不祥事といえますか、不信行為が行われる。もっと言えば、裏切りの状況が起きている、こういう状況でございます。

そうしますと、やはり我々は、まさに戦後五十年たった今日の段階で、政界といえますか、政治家の側における倫理問題をしっかり受けとめていかなければいけないだろう。その上で公務員の方々についてもきちんと物を言うべきでしようし、これは後ほどお話をすることになると思いま

すが、いわゆる公務員の人権問題にかかわるような定員法の問題についても、やはり労働組合、職員団体との間にしっかりと合意ができるような意思疎通をしながら民主的に物事がつくられていく、こういう状況がなくてはいけないというふうに思っています。

時間がありませんから、私は、やはり中央集権化をした今日の歴史の中で、官僚主導という言葉集を覚えて使いますが、その体質の中にこういうものがあろうというふうな感じておりますので、そこで、私も他の野党の皆さんとも相談の上で、参議院段階で、いわゆる政治家の方が口ききをして、それで利益をもちようということがあってはいけない、それは完全に罰則規定をつくって罰しなきゃならないというふうに提起をしているんです。

これも固有な名詞を省略いたしますけれども、リクルート問題で有罪判決が決まっても、いまだにその方が先般の首相投票のときには権利として投票をされている、テレビに映る。それから、参議院では今度は、オレンジ共済というのはだれが見てもこれはおかしいぞ、困ったことだ、許せないよと思っても、その方は歳費をいただいている。これもまたいろいろと努力されるんでしようけれども、事態は進まない。

これではやはりいけないのではないかと思います。それから、今までのことは今までのこととしてきちんとけじめをつけながら、今後のためには、あえて申し上げますならば、前段申し上げたような、口ききによって見返りを、利益を求めることがあつてはいけないという意味で、あつせん行為を禁止するというような法律を参議院段階で出させてもらっているのではありません。

これに対して、議員立法でありますから、国会内で十分御討議いただきたいと必ずおっしゃるんだけれども、そう言ったって、政党政治だし、御本人が認めていらっしゃるのとおり自民党の中から選ばれた官房長官だし、総理大臣もそうでありまして、与党連立政権ができていくわけござい

ますから、政府側として、行政側として、こういったことはこうあるべきだ、それについては趣旨は賛成だ、ぜひひとつお互いつくっていくのではないかとというような積極的な御発言を期待しながら御質問いたしますが、いかがでございますでしょうか。

○青木国務大臣 議員がおっしゃいますように、参議院において提出されていることは、私も十分承知をいたしております。

期待のできるような答弁とおっしゃいましたが、まことに期待に沿えなくて申しわけありませんが、あつせん利得罪につきましては、やはり各党各会派間において、今議員がおっしゃいましたようなことを前提にして十分議論をされて結論を出されるべき問題であらう、私はそのように考えております。それを見守りながら、私どもも政府として対応していきたい、そのように考えております。

○深田委員 官房長官、お忙しいでしょうから、お立ちいただいたり結構であります、すべてそうなんです、私の短い経験からいっても。おっしゃるとおり、立法府がありますから、三権分立でございますから、そこで十分やってくださいというところは、これは否定したり、そうではないと言わなければならないのでありますが、現実の政治は、やはり何といたって政府主導で物が回っているわけですから、その点は、だめなものだめならどうしたらいいか、いわゆる政治倫理なり政治家のけじめ論はどうしたらいいかというようなことを、もっと政府の方は積極的に提起いただくことがやはり国民に対する答えだろうと思っております。

一言申し上げた上で、短い時間でしたが、ありがとうございました。お礼を申し上げて、あとは総務長官とのやりとりをさせていただきますと思っております。

では長官、よろしくうございしますか、総務長官。

そこで、実は短い時間で幾つかのことを考えておりましたし、いわゆる定員法を中心に意見を申し上げたいのですが、先ほど、私の古い友人の岩田議員がいわゆる人権問題を提起されました。これからぜひ相談の中に入れてもらって、そしてい

わゆる議員立法の中に参加をしていって、新しい人権の啓蒙なり教育問題に対する法律をつくるように努力していきたいと思ひますし、与党の側との交流をしていくことが必要だというふうに思っているわけですが、そこまでは賛成なんです。

その後、岩田議員の方から実態調査の必要性を言われましたが、それはこれからのこととおっしゃいましたけれども、これは必要なんです。それから、同時に、いま一つ感じましたことは、現在ある地域改善室をよりよきものと強化して、そして政府、行政全体にまたがるようなセクションとして、これからできるであります。内閣府だとか総務省の中でもきちんとしてもらふべきだというふうに私は思っているんですが、それについてなかなか積極的な御発言がなかったというふうに聞き取りました。心はどうかわかりませんが、御答弁です。

そこで、私はあえて言いたいです。行政改革法案が通っていく、そしていろいろなことを注文をつけさせてもらう立場で、これは、基本法は賛成した側ですから、その賛成するときの、前の太田長官とのやりとりの中で、現在法務省にある人権擁護局だけではこういったことはできないでしょう、そう思いませんか、あなたのところにある地域改善室がなくなってしまうんだという話もした上で、この法律についていろいろおっしゃっていただく間に合わないし、ここは自分でい

は議事録に残っていますよ。

そこを思い出してもらって、もし引き継ぎがないのならしっかり引き継ぎをしてもらって、それで、それは前向きに、地域改善室というのが名前が変わるのは別にしても、人権を擁護するための教育をしたり、啓蒙をしたりするような問題について、積極的に私どもとしては、内閣府なりそれから総務省なり、そこはまた相談事でございませうが、いわゆる法務省任せにしないということが僕は大変大切だ。

なぜ任せないといけないかということについては、時間があります。これ以上言いませんが、私は、そのことを各委員会なり各セクションなり、同時にまた、総務庁へ行つたときなど陳情するとき、皆さんと一緒にそういう話もしていることも、また同時に、長官にもお話しに行つたこともありますが、ぜひそういうことを想起されまして、引き継ぎを正確にやってもらって、一歩でも前進できますように、これはぜひお願いしておきたいと思ひます。

御答弁はもういただかなくて、うなずいておられますから、よろしくございませう。では、うなずいておられますから、心は通じたということにして、定員法の方に入っていくたいと思ひますが、よろしくお願い申し上げておきたいと思ひます。

これもあと五分間でございしますから、恐縮ですが、先輩、同僚議員、いま少しおつき合いのほどをお願いしておきたいのですが、これも、いろいろなことを考えましたけれども、時間がありますから一言でやっつけたいと思ひます。

定員を削減するための計画をつくるわけでしょうから、これはこれからつくるのでありませうが、私どもは、この基本法に賛成したときは、お互いわかつていますように、いわゆる十年間で一〇%ということで提案されて、それに乗つたんです。諸般の事情から、これは必要だろうというこ

とで乗つた。しかもそのときには、細かいことは省略しますが、生首は飛ばさないことも前提に乗つた。ところがその後、二〇なり二五%になつて、今や二五%が当たり前のごとく動いているわけです。

そうなりますと、それは行政がやられるのなら、いわゆる削減する計画をどんどん出して、そして、あえて申し上げますが、関係する職員とか関係する職員団体とか労働組合と十分話をされているようです、いろいろな報告を聞いていますから。されているようですが、十分合意を求める努力をされて、合意をしようということがある

いと、国民に対する行政サービスをする公務員の方の意気は上がらないですよ。ひょっとしたら、世間で言われるリストラという言葉がどんどん出て、国会議員の方も二十名減るようだというところだけはほんと流されて、今度はおれのところの番だというのがどんどんやられちゃうよという格好になつてきて、そうしたら意気も上がらぬだろうし、職場の中も明るくなくなるだろうし、職場全体の意欲なり団結力も高まらないだろうというところは前から申し上げているわけです。

したがって、結論的に言うると、削減計画をしつかりつくられて、それを我々も拝聴したいし、見せてもらって意見も言わせてもらいたい、当面、そこに直接関係をしている職員の方々と、同時にまた、それを代表する労働組合等々とは十分話をされるということがまず必要だと思ひます。そこで一言もつた後で、二問目に入りたいと思ひますが、一言お言葉をただけですか。

○統務大臣 深田議員の今御質問がございした。いずれにしても、人間の削減には、働く人たちの、あるいは働く人々を束ねる組合の理解、協力がなければだめですよというお話はいただきました。

私も、先ほど来申し上げているように、長年そういう関係を、実際にその衝に当たってまいりまして、まさに御指摘のとおりだと存じます。そう

いう意味では、省庁再編もそうでございますけれども、同時に、人間の削減等々に当たりましては、今の御趣旨を体して、しっかり勉強させていただきます。

○深田委員 そこで、後ほど附帯決議も出るわけですから、附帯決議に対してのまた賛成する側としての注文もつけさせていたただいたことも、後ほど事情を聴取いただくことを前提として、長官が言われた言葉を今読み上げますから、この文章は、附帯決議よりもっと立派な発言をしておられるんですよ。それは、なぜ附帯決議が薄まるのか不思議だけれども。

言いますよ。「公務員の出血整理、本人の意に反する配置転換を行わない」という国会の附帯決議を尊重してまいりたい」という公式回答文書があるんです。配置転換も本人の意思に反することとはやらないというふうにわざわざ長官がおっしゃって、相手方の団体はそのことを文書としてありがたく承って、それで全国民的に、全労働者のに発表しておるわけでありませう。

この点はしっかりと守つていただけたらというふう

に考えてよろしくございしますね。お言葉どおり、読み上げましたとおり、よろしくございしますね。

では、一言お言葉をただけでしょうか。

○統務大臣 先ほど来おっしゃっていますように、理解、協力がなければ何も進まないわけですから。そういう意味では、今読み上げられたとおりであります。

まして、終わります。

○植竹委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○植竹委員長 これより討論に入ります。
討論の申し出がありますので、これを許します。中路雅弘君。

○中路委員 日本共産党を代表して、本法案の反対討論を行います。

今回の法改正は、中央省庁の再編にあわせて、二〇〇〇年度予算で議決される公務員定数を最高限度として法定するものであり、これによって、国立大学と沖縄の別枠分を含めた最高限度は、現行の五十五万六千六百八十七人から二万一千八百六十五人も削減されることになります。

政府は、既に公務員二五%削減方針を閣議決定しており、今回の総定員法の改正を受けて、新たな定員削減計画、二〇〇一年より十年間で二五%削減計画を立てようとしています。本法案は、こうした行革、省庁再編の一環として提案されているものであり、容認できません。

自衛官の定員は総定員法の枠外とされ、聖域扱いとされる一方で、現行総定員法のもとで九次に及ぶ定員削減計画が実行され、国民生活部門の切り捨てが強行されてきました。その結果、測候所など出先機関の統廃合や、仕事があふれても人があふえないことで、行政サービスの切り捨てが当然のこととされてきました。看護婦、労働基準監督官、職安職員、登記所職員などが慢性的に足りず、国民生活に大きなマイナスの影響を及ぼしています。

こうした状況を前提とした二〇〇〇年度予算で議決される総定員を最高限度の定員として法定する本法案に反対を表明し、討論を終わります。
(拍手)

○植竹委員長 これにて討論は終局いたしました。

○植竹委員長 これより採決に入ります。

行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案について採決いたします。
本議案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○植竹委員長 起立多数。よって、本議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○植竹委員長 ただいま議決いたしました本議案に対し、松本純君外五名から、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。岩田順介君。

○岩田委員 ただいま議題となりました自由民主党、民主党、公明党・改革クラブ、日本共産党、保守党及び社会民主党・市民連合の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

行政機関の職員に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(案)

政府は、職員の定員管理を行うに当たっては、次の事項について配慮すべきである。

一 職員の雇用不安を惹起しないよう、本人の意に反する免職や裁量権の濫用にわたる配置転換を行わないよう努めること。

一 複雑高度化する行政課題に柔軟かつ的確に対応するため、必要な人員を確保し、職員への労働強化につながらないよう努めること。

一 平成十三年一月の省庁再編においては、行政サービスの低下を来さないよう、要員の配置等につき万全を期すること。

本議案の趣旨につきましては、当委員会における質疑を通じて既に明らかになっていることと存じますので、説明は省略させていただきます。

よろしく御賛同くださいますよう、お願い申し上げます。

以上です。

○植竹委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○植竹委員長 起立総員。よって、本議案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、政府から発言を求められておりますので、これを許します。統務庁長官。

○統務大臣 ただいまの附帯決議につきまして、その御趣旨に沿い、努力してまいりたいと存じます。

○植竹委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○植竹委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○植竹委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会